

2020年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社DDホールディングス
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 松村 厚久
 (コード番号：3073 東証第一部)
 問合せ先 上席執行役員 グループ経営企画本部長 斉藤 征晃
 電話番号 03-6858-6080 (代表)

**第三者割当による第6回及び第7回新株予約権
 (行使価額修正条項及び行使許可条項付) の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2020年10月26日開催の取締役会及び2020年10月30日付の取締役会決議に基づく第三者割当による株式会社DDホールディングス第6回及び第7回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の募集について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（10,212,000円）の払込みが完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年10月26日公表の「第三者割当による第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」及び2020年10月30日公表の「第三者割当による第6回及び第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考)

本新株予約権の概要 1

(1) 払込期日	2020年11月20日
(2) 発行新株予約権数	38,000個 第6回新株予約権 28,000個 第7回新株予約権 10,000個
(3) 発行価額	総額10,212,000円 (第6回新株予約権1個当たり279円、第7回新株予約権1個当たり240円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,800,000株(本新株予約権1個につき100株) 第6回新株予約権 2,800,000株 第7回新株予約権 1,000,000株 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 下限行使価額(下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」をご参照ください。)においても、本新株予約権に係る潜在株式数は3,800,000株です。
(5) 調達資金の額	2,839,812,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初の行使価額は、第6回新株予約権につき、657円とし、第7回新株予約権については、1,000円とします。 第6回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

	<p>(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。)の93%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>第7回新株予約権の行使価額につき、当社は、2020年11月24日以降2022年11月23日まで(同日を含みます。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の96%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますが、これらに限られません。)が存在する場合並びに行使許可期間が経過していない場合(但し、当該行使許可期間内に行使することができるすべての第7回新株予約権が行使された場合を除きます。)には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。</p> <p>第6回新株予約権の下限行使価額は、460円(条件決定日の直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)とします。</p> <p>第7回新株予約権の下限行使価額は、731円(発行決議日の直前取引日の東証終値)とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以 上